

平成25年度  
第9回阿波市教育委員会定例会会議録

阿波市教育委員会

平成25年度第9回阿波市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成26年1月30日(木)

開会 午後2時00分

閉会 午後4時10分

2 場 所 吉野支所 2階会議室

3 出席委員

委 員 長	安 田 佳 子
委員長職務代理者	重 清 由 充
委 員	大 村 勝 子
委 員	大 塚 清
委員(教育長)	坂 東 英 司

4 会議出席者

教 育 次 長	新 居 正 和
教 育 次 長	藤 本 功 男
教 育 総 務 課 長	三 浦 康 雄
社 会 教 育 課 長	大 塚 正 己
学校給食センター統括所長	秋 山 雅 彦
学校教育課課長補佐	伊 坂 典 恭
(書記) 教育総務課課長補佐	上 田 美 智 代

5 付議事項

- (1) 前回会議録の承認について
- (2) 教育長の報告について
- (3) 平成26年度教育委員会一般会計当初予算について
- (4) 阿波市社会教育委員に関する条例の一部改正について
- (5) 阿波市公民館条例の一部改正について
- (6) 阿波市体育施設条例の一部改正について
- (7) 阿波市立学校施設使用条例の一部改正について
- (8) 阿波市立歴史館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (9) なかよし幼児センター「どなり」通園・通所バスの使用料に関する条例の一部改正について
- (10) 阿波市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
- (11) 阿波市学校給食センター条例の制定について

- (1 2) 阿波市奨学金貸与規則の制定について
- (1 3) 教育委員会事務事業の点検及び評価について
- (1 4) 準要保護の認定について
- (1 5) 阿波市学校給食センターの運営等について
- (1 6) その他について

会議の概要は、次のとおり。

【安田委員長】 定例会を開会する旨を告げる。

(1) 前回会議録の承認について

【安田委員長】 事務局に説明を求める。

【新居教育次長】 第8回定例会の会議録について説明する。

〈質 疑〉

なし

【安田委員長】 「前回会議録の承認について」を承認する旨を告げる。

(2) 教育長の報告について

【安田委員長】 教育長に報告を求める。

【坂東教育長】 12月20日から1月30日までの、主だった教育委員会行事等について報告。

〈質 疑〉

【安田委員長】 臨時職員選考の結果は、いつ発表になるのか。

【坂東教育長】 2月上旬ごろ、本人に通知する予定である。

【安田委員長】 「教育長の報告について」を了承する旨を告げる。

(3) 平成26年度教育委員会一般会計当初予算について

【安田委員長】 事務局に説明を求める。

【新居教育次長】 平成26年度教育委員会一般会計当初予算の歳入・歳出について説明。

〈質 疑〉

【安田委員長】 10周年記念ハーフマラソンは、いつものマラソン大会とは別にするのか。

【大塚社会教育課長】 26年度については、10周年記念のイベントをすることで、日本陸上競技連盟の認定をもらい、千人規模の大会を実施する。市内外、県内外から参加してもらおうと、例年行っている阿波シティマラソンの代わりに26年度に開催する。地元自治会や警察との協議、日本陸連の公認を得るための正確なルートの計測業務や申請事務などを、開催するまでの1年間、計画的に行っていきたいと考えている。

【大村委員】 小学校などで行われる統一大会のための予算は、計上されているのか。

【伊坂学校教育課課長補佐】 特別な予算は、今のところない。

【坂東教育長】要望は、今のところ受けていない。

【安田委員長】「平成26年度教育委員会一般会計当初予算について」を了承する旨を告げる。

(4) 阿波市社会教育委員に関する条例の一部改正について

【安田委員長】事務局に説明を求める。

【大塚社会教育課長】社会教育法の改正に基づき、阿波市社会教育委員に関する条例を一部改正すること説明。

〈質 疑〉

【安田委員長】社会教育委員は、具体的にどのような事を行っているのか。

【大塚社会教育課長】公民館や図書館、青少年教育、また社会教育の各種事業について会議を開催し、社会教育関係団体の予算・決算、各種事業計画案等について協議・決定し、阿波市の社会教育に関し助言をいただいている。委員は、学校長、民生委員、婦人会役員、老人会役員、学識経験者などから成る。

【安田委員長】「阿波市社会教育委員に関する条例の一部改正について」を承認する旨を告げる。

(5) 阿波市公民館条例の一部改正について

(6) 阿波市体育施設条例の一部改正について

(7) 阿波市立学校施設使用条例の一部改正について

(8) 阿波市立歴史館設置及び管理に関する条例の一部改正について

(9) なかよし幼児センター「どなり」通園・通所バスの使用料に関する条例の一部改正について

【安田委員長】事務局に説明を求める。(平成26年第1回阿波市議会定例会へ「消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」として提出するので、一括審議する。)

【大塚社会教育課長】社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が平成24年8月22日に公布され、この改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、阿波市公民館条例、阿波市体育施設条例、阿波市立学校施設使用条例及び阿波市立歴史館設置及び管理に関する条例の一部を改正することを説明。(平成26年第1回阿波市議会定例会へ提出。)

【伊坂学校教育課課長補佐】上記同理由により、なかよし幼児センター「どなり」通園・通所バスの使用料に関する条例の一部を改正することを説明。(平成26年第1回阿波市議会定例会へ提出。)

〈質 疑〉

【大村委員】各使用料には、未納はないのか。

【大塚社会教育課長】調定日と実際に納付された日のズレにより、月締めには調定金額と合わないときもあるが、年度末には100%収納となっている。

【大村委員】阿波市立歴史館設置及び管理に関する条例の一部改正について関連して、市場歴史民俗資料館は現在どのような状況なのか。

【大塚社会教育課長】条例では、土成歴史館の会議室等の使用に関してのみ使用料を規定しており、市場歴史民俗資料館の使用に関しては、使用料は徴収しない。

【大村委員】見学者はいるのか。

【大塚社会教育課長】いる。開館は図書館の職員がしているが、展示物の説明等が必要な場合は、社会教育課の職員が出向いて対応している。

【大村委員】普段は、誰もいないのか。

【大塚社会教育課長】いない。学芸員等の増員要望はしているが、現在は1名で対応している。

【大塚委員】消費税増税後の使用料は、どう算定するのか。

【大塚社会教育課長】現在の使用料には消費税5%が含まれているので、100分の105で割って税抜きの金額を算出し、その金額に100分の108を掛けて8%増税後の使用料を算定する。なお、10円未満は切り捨てる。

【安田委員長】土成歴史館の展示コーナーは、有料ではないだろうか。

【大塚社会教育課長】見学は無料である。

【安田委員長】周知は、どのようにするのか。

【大塚社会教育課長】使用料の改定は教育委員会部局だけではないので、市長部局等と一括して広報を行う予定である。

【安田委員長】「阿波市公民館条例の一部改正について」、「阿波市体育施設条例の一部改正について」、「阿波市立学校施設使用条例の一部改正について」、「阿波市立歴史館設置及び管理に関する条例の一部改正について」、「なかよし幼児センター『どなり』通園・通所バスの使用料に関する条例の一部改正について」を承認する旨を告げる。

(10) 阿波市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

(11) 阿波市学校給食センター条例の制定について

【安田委員長】事務局に説明を求める。(関連議案なので一括審議する。)

【三浦教育総務課長】阿波市学校給食共同調理場設置条例について、平成26年4月1日から給食調理業務等を民間委託することに伴い、同条例を一部改正することを説明。また、平成26年9月1日の新給食センターの供用開始に伴い、新たに阿波市学校給食センター条例を制定することを説明。(平成26年第1回阿波市議会定例会へ提出。)

〈質 疑〉

【大村委員】 民営化されたら、人員はどうなるのか。

【三浦教育総務課長】 所長と栄養教諭は配属されるが、調理と配送部分については民間委託となる。

【大村委員】 何か事故が起こったときの責任は、阿波市となるのか。

【坂東教育長】 最終責任は市にある。

【大村委員】 調理室などに、一般の人が簡単に入ることができない造りになっているのだろうか。

【秋山学校給食センター統括所長】 入ることはできない。

【安田委員長】 パンは、別便で学校に来ているのか。

【秋山学校給食センター統括所長】 パンは別送で、直接、学校へ配送している。

【安田委員長】 それは、9月以降も変わらないのか。

【秋山学校給食センター統括所長】 現在、そのように考えている。ノロウィルスの問題が全国的に発生しているので、安全管理を徹底するよう、パン業者に学校教育課から文書を出してもらおう。

【安田委員長】 「阿波市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について」、「阿波市学校給食センター条例の制定について」を承認する旨を告げる。

(12) 阿波市奨学金貸与規則の制定について

【安田委員長】 事務局に説明を求める。

【伊坂学校教育課課長補佐】 平成25年第4回阿波市議会定例会において議決された阿波市奨学金貸与条例の施行に関し、必要な事項を規定するため、阿波市奨学金貸与規則を制定することを説明。

〈質 疑〉

【安田委員長】 高校でも大学でも借りる人は、返しながら借りるということだろうか。

【伊坂学校教育課課長補佐】 違う。ずっと借りることになる。

【安田委員長】 大学を卒業した時点で借用書を作成して、返還していくことになる、ということか。

【伊坂学校教育課課長補佐】 そういうことである。

【大村委員】 何人ぐらいが借りるのだろうか。

【伊坂学校教育課課長補佐】 人数については減少傾向にあるが、予算は平成25年度と同様の額を計上している。

【安田委員長】 規則第2条は、放送大学や自治医科大学に在学する者などには、貸与することができないということだろうか。

【伊坂学校教育課課長補佐】 貸与を受けることができる者について、阿波市奨学金貸

与条例第2条第2号に、「高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、短期大学又は大学に在学する者であること。ただし、規則で定める者を除く。」と規定されている。このただし書きの「規則で定める者」が、先程の規則第2条第1号から第5号に該当するので、放送大学や自治医科大学（医学部に限る。）に在学する者などは、貸与を受けることはできない。

【安田委員長】「阿波市奨学金貸与規則の制定について」を承認する旨を告げる。

(13) 教育委員会事務事業の点検及び評価について

【安田委員長】事務局に説明を求める。

【三浦教育総務課長】地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成24年度の事務事業について作成された、「平成24年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する報告書」の内容について説明。

〈質 疑〉

【安田委員長】学識経験者の所見だが、一人で、これだけのものをまとめるのは大変だったと思うが、来年度は、外部評価をしていただく方を増やす方向だろうか。

【三浦教育総務課長】その方向ではいる。

【安田委員長】この所見にも記載されている土成歴史館や市場歴史民俗資料館の資料整理だが、どのような状況だろうか。するとなれば、それなりの費用もかかると思うが。

【大村委員】人員不足なので、なかなかできないのではないだろうか。ボランティアの人に頼むなどは、できないのだろうか。

【安田委員長】県の学芸員に委託するなどの方法はどうか。

【大塚社会教育課長】県にも相談したことはあるが、専門的な知識をもった人が、専門的な運搬の方法で行う必要もあり、費用の面でもなかなか難しい状況にある。

【安田委員長】中には、非常に価値の高い物があるかもしれないので、そういう物だけでも、きちんとした管理が必要なのではないだろうか。

【大塚社会教育課長】いつ、誰から寄贈された、などを記した目録での管理は行っている。

【安田委員長】品質管理が重要になってくる。

【大村委員】整理して見やすい状態にするためには、スペースの問題もあるし、費用もかかってくる。たいへんな手間をかけて収集をしたので、たくさん資料もあるし、価値のある物も含まれているかもしれない。

【安田委員長】他の自治体では、公開もしないのに高価な物品を購入していたことが問題にもなっていた。阿波市の場合は、寄贈していただいた物がほとんどだと思うので、そういう心配はないと思うが、宝の持ち腐れや、保存状態が悪くて駄目にな

るようなことがないよう案じている。費用がかかる話ではあるが、先々ではどうにかしないといけない時がくるとは思う。

【重清職務代理者】保管について、傷まないように防虫剤を定期的に入れるなどの管理はしているのだろうか。

【大塚社会教育課長】書物などは和紙を使っているの、処理をしている。ほかは、昔の農機具や石仏や刀剣などであるので、毎年定期的に何かしているという物ではない。

【安田委員長】「教育委員会事務事業の点検及び評価について」を承認する旨を告げる。

#### (14) 準要保護の認定について

【安田委員長】事務局に説明を求める。

【伊坂学校教育課課長補佐】準要保護の認定について、学校別準・要保護児童生徒数を基に説明。

〈質 疑〉

なし

【安田委員長】「準要保護の認定について」を了承する旨を告げる。

#### (15) 阿波市学校給食センターの運営等について

【安田委員長】事務局に説明を求める。

【秋山学校給食センター統括所長】阿波市学校給食センターの運営等について、平成26年度の給食費や調理等委託業務の委託業者、今後の予定等について説明する。

〈質 疑〉

【安田委員長】優先交渉権者とは、何なのか。

【秋山学校給食センター統括所長】提案方式で評点の一番高かった業者が優先交渉権者となる。この優先交渉権者と契約交渉をすることになるが、協議がまとまらない場合は、次の順位の業者と交渉するような制度になっている。

【安田委員長】基本は業者が決めることになると思うが、今まで臨時職員だった人は、これからも委託先で雇用してもらえるのだろうか。

【秋山学校給食センター統括所長】会社の概要や就業規則などを説明する会社説明会の後、面接を行い、双方で話し合いをしてもらい雇用契約を結ぶという流れになると思う。

【安田委員長】その委託業者の正規職員となるのだろうか。

【秋山学校給食センター統括所長】パートの方もいるかとは思いますが、できるだけ正規職員というかたちでお願いしたいが、会社の就業規則があるので、それに従ってということにはなると思う。

【安田委員長】今までは、1年間ごとの短期的な雇用であった。市と委託業者との契約期間は、3年間か。

【秋山学校給食センター統括所長】3年間である。

【安田委員長】3年たてば、また入札するということか。

【秋山学校給食センター統括所長】公募型のプロポーザル方式でのかたちになると思う。

【大塚委員】今の傾向としては、委託の方式が増えているのだろうか。

【秋山学校給食センター統括所長】徳島県内の委託をしている割合は、全国と比べ低い。

【安田委員長】阿波市は、食材以外はすべて市の負担でしているので、支払っていただく給食費はすべて子どもの口に入るという考えで、ずっとやってきた。

【大村委員】委託業者が支払う人件費に関して、市の補助はあるのか。

【秋山学校給食センター統括所長】市が業者に支払う委託料のなかで、業者がまかなう。

【大村委員】給食費の中には、人件費は含まれていないと思うが。

【坂東教育長】食材費のみである。

【秋山学校給食センター統括所長】給食費については、学校給食法等で、人件費や設備費に充てることはできないと規定されている。

【大村委員】限られた予算の中で、子どもたちのために食材調達をしているのだから、未納者が出ないように、保護者にもそういう状況を知ってもらうことが必要だと思う。

【安田委員長】「阿波市学校給食センターの運営等について」を了承する旨を告げる。

(16) その他について

【安田委員長】委員と事務局に何かあるか尋ねる。

【安田委員長】反射タスキ、自転車の乗り方等について、交通安全指導を依頼する。

【安田委員長】本日の議事がすべて終了したので、閉会する旨を告げる。

閉 会

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成26年1月30日

委 員 長

委員長職務代理者

委 員

委 員

教 育 長

教育総務課課長補佐